

第1回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成29年5月30日（火）10：00～

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、加藤副会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員、飯田委員、松田委員、布川委員、石井委員、上田委員、廣田委員、辻委員、内田委員、工藤委員、坂上委員、鈴木委員

欠席委員

なし

事務局

中村子ども・若者部長、尾方子ども育成推進課長、好永児童課長、後藤保育課長、有馬保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、松本子ども家庭課長、小野若者支援担当課長、須田幼児教育・保育推進担当副参事、長谷川児童相談所開設推進担当副参事

資 料

1. 世田谷区子ども・子育て会議委員名簿
2. 世田谷区子ども・子育て会議条例
3. 子ども・子育て会議の位置づけ・役割
4. 区立保育園のあり方検討部会について
別紙1 区立保育園のあり方検討部会設置要領（案）
別紙2 平成29年度子ども・子育て会議及び同部会のスケジュール（案）
5. 保育の利用・調整基準の見直しについて
参考 保育の利用・調整基準の見直しの検討について【最終報告】
6. 世田谷区の子どもの貧困対策について
・「子供の未来応援プロジェクト」ホームページ掲載事業一覧（世田谷）
7. 東洋大学「地域で暮らす母子家庭の貧困からの自立に向けた生活保護と子ども・子育て支援の連携に関する研究」の協働について（経過報告）
別紙1 自立支援プログラム（セルフチェックシート等の検討、実践、評価）

- 別紙 2 ケースワーカー等支援者を対象とした研修の実施と見直し
- 別紙 3 自立支援システム（コーディネーターを含めたネットワーク）の検討
- 8 . 児童相談所設置に向けての取り組みについて
 - 別紙 1 第 1 回～第 3 回アドバイザー会議 論点整理
 - 別紙 2 効果的な児童相談行政の推進検討委員会 構成員
 - 別紙 2（参考）効果的な児童相談行政の推進検討状況
- 9 . 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン（案） 同概要版
 - 別紙 1（仮称）世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン（中間取りまとめ）
パブリックコメントの結果について
 - 別紙 2（仮称）世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン（中間取りまとめ）
からの主な修正点
- 10 . 子ども計画（第 2 期）重点政策にかかる主な取り組みについて
 - 別紙 保育事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表

【刷紙等委員配付資料】

- ・世田谷区子ども計画（第 2 期） 同概要版
- ・世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画
- ・なるほど！せたがやのほいく

議事

尾方課長

皆様、おはようございます。お待たせいたしました。定刻になりましたので、今期の第1回子ども・子育て会議を開会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、改めまして委員にご就任いただきましたことをご礼申し上げます。会長選出までの間、進行を務めさせていただきます事務局の子ども育成推進課長の尾方と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今期の本会議の委員は、学識経験者7名と区民、事業者、子ども・子育て支援団体の方々11名の計18名で構成されております。本日はご欠席の方はいらっしゃらずに、皆さんご出席いただいております。ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、子ども・若者部長の中村よりご挨拶をさせていただきます。

中村部長

皆さん、おはようございます。子ども・若者部長の中村です。本日はお忙しいところ、世田谷区の子ども・子育て会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、今期の委員就任にご快諾いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、この時期になりますと保育待機児の話題にいつもなりますが、一部報道でも出ていますけれども、4月の保育待機児は、861名ということで、結構多く聞こえるんですけども、実は去年が1,198名だったので337人減少させることができました。実に6年ぶりの減少ということになります。担当部としましては、成果が少し出せたかなという思いの反面、やはりまだまだ多くの方々の保育園入園のご希望に添えないということをしかりと受けとめまして、引き続き保育園施設整備に全力を挙げていきたいと思っております。

また、本日の議事につきましては、次第に記載のとおり盛りだくさんになっております。委員の皆様のそれぞれのお立場、専門から、たくさん忌憚のないご意見をいただきまして、よりよい施策につなげてまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願ひいたします。

尾方課長

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきますが、次第の裏面に本日の配付資料の一覧を記載させていただいております。資料1の委員名簿から資料10の子ども計画(第2期)重点政策にかかる主な取組みについてお配りしております。申しわけございませんが、時間が限られておりますので、読み上げての確認は省略させていただきます。

す。不足等がございましたら、事務局の職員にいつでもお伝えいただければと存じます。それから、お手元に参考の冊子として、「世田谷区子ども計画（第2期）」「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」「なるほど！せたがやのほいく」なども配付しております。あわせてごらんいただければと思います。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の資料1「世田谷区子ども・子育て会議委員名簿」の順にご紹介させていただきます。なお、この名簿につきましては、学識経験者委員、事業者委員、区民委員の順に載せさせていただいております。初回でございますので、お名前をお呼びいたしましたら、所属やご専門などお1人1分程度で簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

それではまず、学識経験者の1番の方からご紹介させていただきます。

鶴見大学教授の天野珠路様でいらっしゃいます。

天野委員

天野でございます。保育者の養成をずっとしておりますが、保育学、認証保育などを専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

尾方課長

続いて、株式会社日本総合研究所主任研究員の池本美香様でございます。

池本委員

日本総研の池本です。私は、海外の保育政策との比較でいろいろ考えております。また、世田谷区には子どもが10年間、区立保育園にお世話になりまして、保護者の立場としても何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

尾方課長

東京都市大学客員准教授の猪熊弘子様でいらっしゃいます。

猪熊委員

よろしくお願いいたします。私も海外の政策ですとか、国内の制度のことを研究しています。私自身は世田谷ではなくて、大田区なんですけれども、4人の子どもを15年ぐらい保育園にずっと預けていましたので、その経験も生かせたらと思っています。よろしくお願いいたします。

尾方課長

大妻女子大学准教授の加藤悦雄様でいらっしゃいます。

加藤委員

加藤と申します。大妻女子大学の児童学科で保育士養成に携わっております。児童福祉、地域福祉など福祉分野を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

尾方課長

横浜国立大学大学院准教授の相馬直子様でいらっしゃいます。

相馬委員

相馬と申します。今回もよろしくお願いいたします。社会政策学、福祉社会学が専門で、東アジア、とりわけ日本や韓国の保育や子育て支援、また育児と介護の同時進行といったダブルケアの調査研究を近年進め

ています。学生時代ずっと豪徳寺に住んでいまして、今は新百合ヶ丘に住んでいますけれども、子どもがやっと小学1年生になりましたのでちょっとばたばたしていますが、よろしく願いいたします。

尾方課長

保育園を考える親の会代表の普光院亜紀様でいらっしゃいます。

普光院委員

保育園を考える親の会の普光院です。私は、長年にわたって保育園保護者のネットワークを主催してきまして、その関係もありまして、今現在、保育問題のコメントをいろんなところに書き散らしておりますので、自称保育ジャーナリストということにしております。それから、4つほどの大学で児童福祉及び子育て支援について教えております。よろしく願いします。

尾方課長

東洋大学教授の森田明美様でいらっしゃいます。

森田委員

東洋大学の森田でございます。社会福祉学科で児童福祉を専門にしております。烏山に長く住んで、長くといっても40年ぐらい、長いですね。住んでおまして、そこで私も子育てを昔やりました。そして、今この会議と、子ども・青少年協議会の委員を務めさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

尾方課長

続いて、区民、事業者、団体等からの委員をご紹介させていただきます。児童養護施設福音寮施設長の飯田政人様でいらっしゃいます。

飯田委員

おはようございます。福音寮の飯田と申します。施設は上北沢にございまして、子どもたちが57人おります。世田谷区さんとの関係では、ショートステイとか保育園、ひろば等をやらせていただいて、子どもたちが地域の中で支えられながら自立していくということで、児童養護の立場からいろいろ勉強させていただいております。よろしく願いいたします。

尾方課長

続いて、NPO法人せたがや子育てネット代表の松田妙子様でいらっしゃいます。

松田委員

おはようございます。せたがや子育てネットの松田と申します。北沢に住んでいます。親の立場から活動を始めたんですが、特に幼稚園や保育園に行く前の産前産後のところ、親の働き方にかかわらず世田谷でこういう子育てができるよということを発信しながら小さなグループのネットワークをやっています。どうぞよろしく願いします。

尾方課長

世田谷区民間保育園連盟副会長で、成城つくしんぼ保育園園長の布川順子様でいらっしゃいます。布川委員には、今回初めて委員となっただいております。よろしく願いいたします。

布川委員

おはようございます。今度新しく委員にということで、プレッシャーがいろいろかかりますけれども、民間保育園が110園を超えたというこ

とで、その声がここにも反映できたらと思っています。新設園、新設園と思ってきたんですけれども、新設園ということではない世田谷にきちんと根差した保育園でありたいと思っています。よろしく願いいたします。

尾方課長 東京都認証保育所協会世田谷地区の代表でエクレール保育園統括園長の石井俊子様でいらっしゃいます。

石井委員 今回もよろしく願いいたします。小田急線千歳船橋の駅近で、55年前に私もその地で生まれ育って、そのまま親の保育を継いで、かれこれ40年近くその場で保育をして、12年前に認証保育所としてスタートさせていただいております。世田谷区内は認証保育所のイメージが非常に悪いのですが、いい保育園もありますよということをお知らせしていきたいなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

尾方課長 世田谷区保育室連絡協議会事務局長で、バンビ保育室施設長の上田文子様でいらっしゃいます。

上田委員 おはようございます。前回に引き続きまして委員をさせていただきます。バンビ保育室の上田と申します。私自身は世田谷で育ちまして、高島屋のすぐそばの小学校を卒業しています。世田谷で、保育室で、もう20年近く仕事を続けておりまして、やはり保育に対する思いとか保育室に対する思いは熱く持っているつもりです。それから、大学のゼミでお世話になった明治学院大学の松原先生が区の会議体の外部委員もされていたりするので、やっぱり縁を感じるなと思っています。皆さんとの議論がすごく楽しみです。どうぞよろしくお願いいたします。

尾方課長 世田谷区私立幼稚園協会理事の廣田正晴様でいらっしゃいます。

廣田委員 世田谷区私立幼稚園協会の理事をしております廣田と申します。そのほかには言うことはないんですが、尾山台ナザレン幼稚園の園長をしております。その関係で協会の理事をしております。よろしく願いいたします。

尾方課長 世田谷区私立幼稚園PTA連合会副会長の辻ゆかり様でいらっしゃいます。

辻委員 初めまして、世田谷区私立幼稚園PTA連合会副会長を務めております辻ゆかりと申します。千歳船橋にある春光幼稚園に現在年長組、年少組、2人の子どもを通わせております。どうぞよろしくお願いいたします。

尾方課長 世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会副会長の内田佐和子様でいらっしゃいます。

内田委員 世幼Pの副会長の内田と申します。よろしくお願いいたします。私は、子

どもが1人、給田幼稚園に今、年長で通っています。一人っ子なのでこういう場も初めてなのですが、少しでも皆さんといいお話ができればいいなと思っております。よろしく願いいたします。

尾方課長 続いて、公募区民委員の方、新しく委員となられた3人の方を紹介いたします。まず、工藤理佳様でいらっしゃいます。

工藤委員 皆さん、おはようございます。工藤と申します。奥沢に5年ほど住んでおりまして、子どもが1人おります。おかげさまで、昨年、認証保育所に入れていただきまして、とてもよい1年を過ごさせていただきました。今年の4月からは私立の認可保育園に転園することができまして、今も楽しく通わせていただいております。おかげさまで仕事も復帰しておりまして、今日は在宅勤務ということで、朝働いて、こちらに来て、また夕方働こうかなと思っております。よろしく願いいたします。

尾方課長 同じく公募区民委員でいらっしゃいます坂上裕子様でいらっしゃいます。

坂上委員 こんにちは、坂上と申します。私も同じで、子ども時代は奥沢で育ちまして、今、子どもが三軒茶屋の小学校でお世話になっております。5年生になったので結構手が離れてきて、それで去年、世田谷区でいろんな子ども関係の活動をされているところに参加させていただいて、すごく楽しかったんですけども、そのときにこの会議のことを教えていただいて、子どもが6年生までしか応募できないというので、最後のチャンスかなと思って応募させていただきました。私も実は子ども関係の仕事をしておりますので、そのあたりのことを、区民の立場から参加させていただきつつ、自分の今までの経験とか知識も一緒にあわせてお役に立てることがあればいいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

尾方課長 公募区民委員の鈴木佑輔様でいらっしゃいます。

鈴木委員 初めまして、鈴木佑輔と申します。世田谷区の代沢に住んでいまして、今2歳の男の子がいて、小さな森保育園という認証保育所に通わせていただいています。妻が転勤をよくするので、子どもが生まれたときに、たまたまイギリスのカーディフというところに行くことになってしまいまして、子どもが生まれてから1年間育児休暇を私がとって一緒について行って、戻ってきて少し広島にいて、今、子どもは小さな森保育園に通っています。よろしく願いします。

尾方課長 ありがとうございます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日出席をしております区の職員を紹介させていただきます。

< 区職員の紹介 >

続きまして、会長、副会長の選任に移らせていただきたいと思います。資料2の世田谷区子ども・子育て会議条例をごらんいただけますでしょうか。第5条に会長に関する規定がございまして、委員の互選により定めるとございます。恐縮でございますが、事務局といたしましては、昨期、子ども・子育て会議の会長をお務めいただきました森田委員に引き続き会長をお引き受けいただきたいと思いますと考えておりますが、ご推薦させていただきたく存じますが、いかがでございましょうか。(拍手)

それでは、森田委員に会長をお引き受けいただきたく、よろしく願います。一言ご挨拶をいただければと存じます。

森田会長

東洋大学の森田でございます。改めまして、世田谷区の子ども・子育て会議は、その前に準備段階もありましたけれども、2期目に当たると思っています。先ほど部長のほうからお話がありましたけれども、日本で最大の待機児童を抱えている自治体として、保育施設を整備することは雇用を確保していくことであり、雇用を確保するというのは、世田谷区の財政を根底で支える区民をどのように支えていくのかということにもつながっていくわけです。しかし一方で、この子ども・子育て会議は、本当に広く問題をカバーしていかなければいけない。いろいろな方たちが実は世田谷区の中には暮らしていらして、それが90万に近い人口を構成しているわけです。そういう意味で、私自身が児童福祉の専門家であるという研究者としての立ち位置というのがありますけれども、その立ち位置から考えても、児童福祉の課題が山ほどこの世田谷区の中にはあるわけです。

けれども、この児童福祉の課題というのに、しっかり自治体が立ち向かっていけば、子どもというのは、私たちがしっかり支えていくことによってさまざまな困難を乗り越えていく力を持っている存在ですので、そういう意味で、世田谷区が子ども・子育て会議の中で子どもの権利の視点に立って、子ども自身を主権者として育てていくというところの目線をしっかり持った施策を展開していきたいと考えているわけです。

医療から福祉、また教育や保健、本当にさまざまな問題を幅広く抱えているので、社会福祉の実践の方々、あるいは教育の実践の方々、医療の実践の方々、専門家の方々と一緒になって問題解決のための方法をここで考えていきたいと思っておりますので、どうぞご協力いただきたいと思います。

尾方課長

続きまして、副会長の選任でございますが、同じく条例第5条第3項

に、副会長は、会長の指名する委員をもって充てるという規定がございます。森田会長から、ご指名、ご推薦をいただけますでしょうか。

森田会長 それでは、前期もよく支えていただきました加藤委員に副会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

尾方課長 ありがとうございます。それでは、加藤副会長より、一言ご挨拶をお願ひできますでしょうか。

加藤副会長 前期に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。この会議に何年間か参加させていただきまして、本当に世田谷区内の子どもの育ちとか子ども・子育て支援の行く末を左右するような重要な議題ばかりですし、またほかの自治体も、国の動きというよりも、むしろ同じ自治体である世田谷ではどういう動きをしているのかということで、注目されるような自治体であると認識しておりますので、しっかり取り組みさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

尾方課長 ありがとうございます。それでは、これからの議事進行は森田会長にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、議事のほうに移らせていただきたいと思います。皆様のお手元に、今日、こんなにやるのかと思われるぐらいにたくさんの議事が入った次第があると思いますので、ちょっとそちらをごらんください。

 毎回この会議は本当に盛りだくさんの議事がありまして、私も事前に打ち合わせをするときに、もうちょっと減らせないかということはずっと言い続けています。初めてご参加いただきました委員の方々からは、こんなにハードな速いスピードで議論したら、とても自分たちはついていけないと言われたこともございますので、できるだけ事務局には説明は短くお願ひしたいと思います。そして議論の時間を十分にとって発言していただけるような進行に努めたいと思うのですが、何せこれだけの議論をしなければいけないということと、その後の予定も皆さん詰まっている状態での議論ですので、最大に延ばしても15分、大体毎回2時間という時間で議論を進めたいと思っています。

 次回以降は、もうちょっと早目にスタートするというを事務局にはお願ひしています。今日は、遅くとも12時15分には終わる形で議論を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞご協力をお願ひしたいと思います。

 それでは、そういうプレッシャーをかけて事務局の説明をお願ひしたいと思います。

まず、(3)子ども・子育て会議の位置づけ・役割等について、お願いします。

(3) 子ども・子育て会議の位置づけ・役割等について

事務局 子ども・子育て会議の位置づけ・役割についてご説明させていただきます。資料3をごらんください。

まず、1の子ども・子育て会議の位置づけですが、子ども・子育て支援法により、基礎自治体には地方版の子ども・子育て会議の設置が求められておりまして、区は平成26年10月に条例を施行し、設置運営しているところでございます。

次に、2の役割についてですが、四角で囲んでおります4つの事項について審議することが法で定められております。(1)と(2)は子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育園や幼稚園等を新たに設置する際には利用定員の確認という行為が必要となっておりますので、その定員が子ども・子育て支援事業計画の内容に沿っているかなどについてご意見をいただくものでございます。

(3)は事業計画の策定、変更に当たりご意見をいただくもので、昨期のこの会議でも、27年3月の事業計画の変更に向けて多くのご意見をいただきまして、お手元に配付しております子ども・子育て支援事業計画調整計画の策定をすることができました。

(4)は子ども・子育て施策の総合的かつ計画の推進に係る事項と、当該施策の実施状況の調査・審議ということで広範な内容になっております。区では子ども・子育てに係る施策を総合的に推進するために、子ども計画を策定しており、計画を推進する上での取り組みの検討や計画の評価、検証などについてご議論していただくことを予定しております。駆け足で恐縮ですが、位置づけ、役割につきましては以上でございます。

なお、今年度の開催回数は、今回を含め4回を予定しております。おむねの時期などにつきましては、(4)の議事のところでご説明させていただきます。

説明は以上でございます。

会長 この点について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次の(4)区立保育園のあり方検討部会の設置について、事務局からご説明いただきたいと思います。

(4) 区立保育園のあり方検討部会の設置について

事務局 お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。部会の設置につい

でのお願いでございます。

2のねらいのところがございますとおり、さまざまな状況を踏まえまして、区立保育園が今後どのような役割を担っていくべきかといったことを集中して議論をするための部会の設置をお願いしたいということでございます。

3以降に、区立保育園と、区の課題認識ということで、イメージを落とさせていただいております。一例としまして、区立保育園の課題認識では、(3)(4)でございますように、配慮の必要な乳幼児のお子さん、現在も保育園ではさまざまな対応をしておりますけれども、また、子ども家庭支援センターと連携して課題解決といったところで土壌としては進んでいる部分があるのですが、これをさらにどのような体制、どのような連携をすればよりいいものになるかといったところを課題として挙げています。それから、区の課題認識といたしましては、(4)のところ、例えば育児に不安を持つ家庭の方々に対して、その支援を高いレベルで行っていくためには、質を備えた人材育成が必要であり、そういった人材育成をどのように進めていけばいいのかといったところがあります。それから、(5)で児童相談所の移管に向けた検討を現在行っているところですが、そちらも踏まえて広い視点で捉えていくことが必要であるといったところなどを挙げております。

続きまして別紙2をごらんいただきたいと思います。スケジュールといたしまして、子・子会議の手前のところで部会をそれぞれ3回ほど開催させていただきまして、右側のそれぞれの部会ごとに想定する主な議論を掲載しています。このスケジュールに基づきまして、本日委員をご選出いただいて、議論していきたいということです。

説明は以上です。

会長

ありがとうございました。どうしてもこの会議はたくさん議論しなければいけないことがあるので、具体的にもっと丁寧に議論していくために、皆さんの中からご協力いただいて部会を設置しております。

今回ですが、区立保育園のあり方検討を部会のテーマにしたいということで、その趣旨等の説明がありました。この後、部会委員の選任も行いたいと思っておりますけれども、この設置について何かもう少しご質問がありますでしょうか。

委員

今お話にあったのは、配慮が必要な子どもや家庭という福祉的な側面を検討するということでした。利用者としては、教育的な観点や、保護者と園の関係など、ほかにも課題があると認識しておりますが、そのあたりはここでは議論されるのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。今おっしゃっていただいた部分など、広く議題としてどういうものが挙げられるのかということも含め、議論を進めてまいりたいと思っております。

会長 ほかにはご意見とか、ご質問はございませんか。

では、この部会を設置するということで進めたいと思います。つきましては、部会委員の選任をお願いしたいと思っておりますけれども、事務局かご説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、委員の選任ということで、手挙げ方式でご希望をお伺いしたいと思います。想定としては6名から8名の方々にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

会長 突拍な話なのですぐには手を挙げづらいでしょうか。世田谷区は、まだ区立保育園をかなり持っています。区立保育園と私立保育園、あるいは認証保育所、幼稚園も含めて多元化している保育体制の中で、特に今回、先ほどの説明でありましたように、32年度には児童相談所設置ということがありますので、問題が焦点化している子どもたち、あるいは家庭への支援を考えると、具体的な支援組織というものもきちんと整備していかなければならないということを考えています。そのときに区立保育園というのはどのような役割を果たすのか。子ども家庭支援センターを中心とした支援型の体制の整備をこれまでしてきたわけですが、具体的にはそういった介入とか、あるいは問題に対しては時には権限を発効しなければいけない。そういった機能を自治体の中に持たなければならぬ時期を迎えたときに、区立保育園は一体どういう立ち位置で保育や教育というものを進めていくのかということを中心に議論したいというのが、私も含めての思いです。

そんなことがありますので、ぜひご希望の方々、ご意見を持っていらっしゃる方々に積極的に部会の委員になっていただきたいと思います。しかし、部会の傍聴はできませんけれども、親委員会の委員の方々は参加できるようにしていきますので、ご都合の合うときにはご参加いただいて、さまざまなご意見をいただくという形でまた運営していきたいと思っております。日程の調整とかも早くしなければいけませんので、もしここで、ぜひやりますよという方がいらっしゃれば、手を挙げていただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局 今の会長のご説明を聞いてご検討いただいて、改めてこちらのほうで調整させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

会長 よろしいでしょうか。本件につきましては、前期から、私がこの会議を進めるに当たって、どうしてもこれは議論しなければいけないことで

あると申し上げていたので、この部会は私が部会長を務めさせていただきたいと思いますが、それではよろしいでしょうか。(拍手) それでは、そういう形で進めさせていただきますので、どうぞ事務局のほうに、私がやりますということをご希望したいと思いますが、また人数が少ないときは私のほうから調整依頼するということで、皆さんにお願いするかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。このような形で進めさせていただきます。

それでは続きまして、今日の重要な審議事項でございますけれども、(5)保育の利用・調整基準の見直しについて、ご説明をお願いしたいと思います。

(5) 保育の利用・調整基準の見直しについて

事務局

それでは、保育の利用・調整基準の見直しについて説明をさせていただきます。資料5をごらんください。概略のみ説明させていただきます。

1の主旨の2段落目でございますが、子ども・子育て会議からの報告等を受けまして、また、国の考え方や区議会を初めとする区民から寄せられた意見、要望等を踏まえまして、改正に向けた現段階の案を説明させていただきます。

2の概要(1)保護者のいずれかが満18歳未満である場合の優先利用についてでございます。の背景、の現状、の子ども・子育て会議における主な意見につきましては、最終報告の抜粋となりますので、説明は割愛させていただきます。

の改正案につきましては、部会の最終報告を踏まえまして検討してまいりました。アの概要でございますが、保護者のいずれかが満18歳未満で養育等に困難が生じると判断される場合としております。イの条件でございますが、子の誕生日において保護者のいずれかが満18歳未満としております。内部の検討において、基準日としては、子の誕生日、申し込み締め切り時点、入所希望日などの意見が出ましたが、基準日が明確であり変更がないこと、また、対象者が最も多いなどの理由から、子の誕生日において保護者のいずれかが満18歳未満とさせていただいているところでございます。

2ページをごらんください。ウの改正案、オの新旧対照表は最終報告のとおりとなっております。エの保育料の算定につきましては、記載のとおりです。カ、キにつきましては、参考として記載させていただいております。

なお、18歳未満の優先利用につきましては、子ども・子育て支援法に

基づく市町村の認定というよりは、児童福祉法に基づく措置の取り扱いに近いと考えております。また、庁内等の検討の中では、満18歳未満を一律に入所させることへの意見もございました。そこで、区として措置の判断を行うに当たりまして、18歳未満の支援の必要性などをこの場でご教示いただけると助かります。なお、参考ではございますが、母親が15歳から19歳で出産した子どもの数は、平成26年度は9人、平成27年度は11人となっております。

続きまして、3ページをごらんください。(2)配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合の優先利用についてでございます。

の背景、の現状、の主な意見につきましては、最終報告の抜粋となります。の改正案、ア概要、イ改正案は記載のとおりです。

4ページで説明させていただきますのでお開きください。上側左中央の枠、保護者の欄がありますが、主たる生計維持に当たる保護者が就労していた場合に、中央にあります配偶者に疾病等の事由が生じ看護等が必要な状態となった場合でございます。また、あわせて同居等の祖父母も疾病等のため看護等が必要になったことにより、緊急保育を利用している場合かつ入院や治療等の長期化により緊急保育の利用期間、最長2か月をさらに超えて利用せざるを得ない状況の場合でございます。

この場合には、右側点線で囲まれた指数計算でございますが、保護者と配偶者の指数に加えまして、保育の調整基準として緊急保育（有償受託）0歳児は5ポイント、1歳以上であれば6ポイント加算されます。さらに、ここに新設点として2ポイント加算いたします。ここには記載しておりませんが、状況によっては、同一世帯内の全介護が必要な重度の障害を有する世帯員がいる場合には、さらに2ポイントが加算されるというものとなっております。

緊急保育の利用期間との関係性につきましては表のとおりでございます。緊急保育を1か月、2か月と延長し、さらに3か月以降、緊急保育を行った場合に該当させる案件となっております。実際に本件に該当するケースは、昨年度は0件、27年度が1件と少ないですが、そうした状況の家庭が出てきた際にはこちら方法でやっていければと考えているところです。

続きまして、5ページをごらんください。(3)の保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用についてでございます。背景、現状、の主な意見につきましては、最終報告の抜粋となります。

の改正案でございますが、アの改正の視点は、今回世田谷区の待機児童解消に寄与することを最重要視しております。イの概要でございま

すが、世田谷区内に在住（転入予定を含む）・在勤であり、6ページの別表の丸印の区内施設等に従事している保育士または保育教諭について、保育の調整基準プラス2点を加算するというものでございます。ウの対象は記載のとおりとなります。

エの改正案でございますが、（ア）の改正案が、最終報告を具体化した内容となっております。区内に住所を有し、かつ6ページの別表丸印に該当する区内施設等において、保育士または保育教諭（施設長含む）が1日6時間以上月20日以上勤務、つまり常勤扱いの場合2ポイント加算するものでございます。また、こちらは最終報告を踏まえまして、30年4月から32年4月までの時限措置としております。

6ページの別表をごらんください。対象となる施設を記載させていただいております。先ほども申し上げましたとおり、改正の視点として、世田谷区の待機児童解消に寄与することを最重要視するという視点で今回制度設計をさせていただいておりますので、区としてはかなり広目にとらせていただいていると思っております。これが、最終報告に基づいた改正案の になります。

なお、今回の検討に当たりまして、庁内、議会等の意見も踏まえながら検討しているところでありますが、保育士の確保の必要性につきましては区民の理解を一定程度得られると思っておりますが、一方で時限措置としているところではありますが、特定の職業を優先することについて、さまざまな意見が出ているのが実態としてはあります。実際に、保育園とは異なる職種、職業、例えば介護であったり、医療であったり、また地域貢献されている方々を優先的に入れてほしいというような意見も出ていたりするのも実態としてあります。

そうした中で、区としましては、改正案 とあわせて改正案 をお示しさせていただきましたので、こちらについてもご議論いただければと思います。

6ページの上側を見てください。改正案 でございます。こちらは、特定の職業である、保育士、保育教諭を優先するに当たりまして、期限ではなくて適用範囲を縮めた案となっております。

まず、以下全てに該当する場合に適用するというので、先ほど説明した該当の保育士、保育教諭であることのほかに、2つの条件を加えております。1つめは4月1日入園の第1次選考時点において保育園の入園が決まっていない場合。今回の議論は、特に保育士が4月1日時点で確保ができないというようなご意見がありましたので、まさにここをターゲットに改定してはどうかという案となっております。2つめは、当

該職員が育児休業から復帰できないことにより子どもの定員に必要な保育士等が確保できないなど、区内施設等の運営に深刻な影響があることが明らかな場合ということで条件を付しております。改正案は、保育士、保育教諭であることのみをもって加点するのではなくて、要件を臨時緊急的な場合に限定してありまして、こうした臨時緊急的な場合が解消される間ということで、特に適用期限は定めていない案になっております。

なお、推計ではございますが、案の場合ですと、世田谷区の保育士の区内在住率や育休復帰率を掛け合わせると、区立、私立合わせて60名から70名ぐらいが今回の育休復帰からの対象になるという推計を出しております。ちなみに、案の場合は、この60名から70名のうち、4月1日に第1次選考時点で保育園が決まっていな方となりますので、かなり限定的になると考えております。この方にプラス2を加算することということで、結果としては60名から70名の方がすべて保育園に入園できるような仕組みにしているつもりではございます。

対象となる施設等につきましては、先ほど見ていただいた別表のとおりとなっております。

改正の視点である、世田谷区の待機児童解消に寄与することを最重要視するということを踏まえまして、待機児童の解消に直接的に影響する施設、職種に限定した内容となっております。なお、ここに記載はありませんが、定期利用保育に従事する保育士も対象とすることを想定しております。

オの参考につきまして、他自治体の例を掲載しております。

なお、先ほどご説明をさせていただいておりますが、保育士等の子どもの優先利用につきましては、最終報告にも記載しておりますが、これまでは保護者の職業や職種による優先利用の項目についての、規定はありませんでした。こうした中で、かなり特異なケースでありますので、庁内においても、正直なところ、導入の是非についても意見が出ているようなところなんです。そういった意味から、対象を限定する形で導入ができないかということで案を出させていただきましたので、よろしければ導入のメリットに加え、懸念される事項につきましてもご意見をいただければと思います。

説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

会長

前期に、利用調整について議論したことをもとに、具体的に世田谷区として基準を決めるとどういうふうになるかということ、今日提案していただいたんですね。今回初めて委員になられた方々は、そもそも保

育園の入園にかかわる基準というのがどうなっているのかということがよくわからない方もいらっしゃると思うので、保育園の入園の方法、そして優先利用ということで、指数というのは一体どういうものなのかというのを簡単でいいですから説明していただけますか。

事務局

保育園の入園をご希望いただいて、その後、保育の利用基準、調整基準ということで指数をつけていきます。一般的には、夫と妻が働いていれば50点+50点で100点、さらに1年以上の勤務が夫婦ともあれば2点+2点+4点、さらに育休からの復帰時ですと+5点という形になります。今、世田谷区は待機児童が多くございますので、今の計算でいくと、109点とか110点という指数が選考で入れるか入れないかのボーダーラインになります。今、保育士の優先利用とか介護の話をしました、これまでの指数基準ですと、同列に並んでしまって入れないケースがございます。ここにさらに保育の必要性が高いということで、加点することで入りやすくしてはどうか、より保育の必要な方に入りやすくしてはどうかということで提案させていただいているところです。

会長

109点、110点というようなところで並んでいるわけですから、並んだ際の優先基準というのがあって、例えば所得が低い人を優先するというようなことがあります。並んだ際の優先順位を変更するよりも大もとの加点をするということについては、この1点、2点の加点というのがものすごく大きな影響を及ぼして、恐らく2点を加点すればフルタイムで働く人の場合にはかなり入れる可能性が高くなると思われるんですね。それぐらい大きな提案ということになりますので、そのことを踏まえてご意見を頂戴したいと思っています。

提案が3つありますので、1つずつ議論をしていきたいと思います。まず、(1)の保護者のいずれかが18歳未満である場合の優先利用ということで、先ほどご説明ありましたように、数年前はまだ20人ぐらいずつ生まれていたんですが、26年には9人、27年には11人しかいないということで、世田谷区内で18歳未満の親のもとで生まれた子どもがそれだけの数しかいないということでした。ほかの自治体ですと、キの参考の西東京市なんかですと20人ぐらい生まれていますので、世田谷区はそれほど多くないなということは感じます。

なぜ優先利用が必要かと言えば、18歳未満の保護者が子どもを育てるときに、なかなかフルタイムで働くことはできない実態があります。例えば高校中退や中卒という状態で子どもを産む、あるいは在学中に子どもを産むということになりますと、どうしても最大の50点はとれないわけですから、そうすると保育園にはほとんど入れないということになってし

まうわけです。それに対して、親がまだ児童福祉法の対象にいるということで、この親をきちんと支援しながら子どもを育ててもらおうということと一緒に考えていこうということで、保育園にきちんと役割を果たしてもらおうとするのが、18歳未満を優先して子どもを入園させるという方法です。

このことについて、養育等に困難が生じると判断する根拠をあげてほしいとありました。例えばどちらかが年齢が高くて、どちらかが非常に若い場合や、所得が高くて十分な場合も支援が必要な家庭ですかとかいうようなことをよく問われるわけです。このあたりの実際の体験があればぜひ発言いただきたいとのことです。私自身、実は専門的に調査研究しておりますので、そのことについては後で少しコメントさせていただきたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

保育園とか、子育て支援のところで経験された方がいらっしゃれば、ぜひご意見を頂戴できればと思います。いらっしゃらないようでしたら、私のほうから少し専門的な立場からお話をさせていただきたいと思っております。今現在、西東京市と八王子市が18歳未満で出産した場合の優先入所を導入しています。その中でも、報告をいろいろ聞いておりますけれども、そういうようなケースは入園できるようになりました。そのケースに対してですが、守秘義務があるので詳細は申し上げられませんが、この要件が表に出たことによって入園を希望されてきている世帯があるということです。

私が、ちょうど2002年に最初の調査を手がけていますけれども、ずっと調査をしている過程の中から、なぜ18歳未満で生んだ場合の親支援あるいは子ども支援が必要なのかということ述べたいと思います。どうしても今の日本社会というのは、18歳未満の子どもが妊娠して出産するということになると、家族に大体依存して、その祖父母に当たるわけですが、祖父母が何らかの形で面倒を見るという形で今までやられてきたわけですが、その祖父母自体がケアできない状況になってきているということなんです。

ですから、社会的な養育がない限りは 結局それぞれの子どもの成長過程の中で、きちんと子どもにかかわっていくということを日々の保育の中で伝えることが最も適切な支援であると考えていますので、それは相談とか、あるいは教育とかいうことではなく、やはり毎日の子育ての過程の中で親を支え、そして子どもが育つということと一緒に見ていくということが重要な支援であると考えて、ぜひ保育園にこの役割は担っていただきたいと思って、各自治体での取り組みをお願いしているわ

けです。

そして、その過程の中で、仕事をしたり、あるいは自分のキャリアを考えたりということができるようになって、自分が、仕事ができるようになったときには、今度は特別な配慮による入園ではなく、いわゆる雇用、就労によるところの入所という形に持っていけばいいと思っています。そういう形でやることによって、実は今までも例えば18歳未満で虐待等の事例で入ってきているケースはかなりあるんですけども、そういった事後的な処理ということではなく、やはり健全な親子関係を形成していくための支援をできるような形で保育園に予防的にかかわっていただきたいというのが提案した趣旨なんです。そういう意味で、ぜひ皆さんにもご協力いただいて、この27年度、26年度に生まれた子たちが保育園への入園を希望するかどうかというのはわかりませんが、希望した暁には、保育園の力で最大限の支援をしていただきたいというのが私の希望です。

委員

この新設は、世田谷区がこの方々を全面的に支援するという区としての意思のあらわれというか、社会的なメッセージの発信ということの意味するのだと思います。ですので、入所基準のみならず、入園した後に、親支援といいますが、学業を中断したけれども継続したいという意思がある方にとっては、親の教育支援とか、子育て支援だけではなく、10代の親支援という意味での保育園の中での支援のブレイクダウンというものが必然的に新設によってより一層求められてくるのかなと思います。先ほどの部会のテーマである、区立保育園のあり方の検討にもかかわってくるのかもしれない。もう一段の継続的な議論が求められると思いました。

委員

会長がお話しいただいたこと、全て大賛成でございます。

人数は少ないということですけども、こういった支援があるんだということを妊娠期からよく周知しておくことが大事だと思います。望まれない妊娠ということもあったりして、そこでまた非常に悩みを抱えたり、孤立したりする親もおりますので、そういう人たちが、そういう支援があるんだったら産めるかも、育てられるかもと思うような情報として提供できる仕組みを構築していただければと思います。

委員

質問になるような形かもしれないんですけども、ポイントについては僕は賛成というか、認証保育園に入れている身としては複雑な気持ちなのは本音ですけども、未成年ではなく18歳としたことに整合性があるのかなというところに疑問があります。18歳と19歳で大きく変わってくる、フルタイムになりやすくなる可能性というのはかなり大きく違

ってくるんですかというのが質問です。

会長

実は私どもは10代で出産した親というカテゴリーをつくっているんですが、やはり高校を卒業しているかどうかというのは、キャリア形成の中でもものすごく大きな違いがあるんですね。なので、例えば19歳で産んだらいいかとも思うんですけれども、実は中退して19歳で産むというケースもかなり多いので、私たちは研究上は10代というカテゴリーで形成しているんです。ただ、こういった1つの仕組みに落とししていくとしますと、児童福祉法が18歳ということでの枠組みをつくっていますので、要するに、児童福祉法の対象であるということの中で、先ほども措置的な意味での支援という言い方をされておりましたけれども、まずはそういったところで、たくさんの待機児を抱える世田谷区の中で、その枠組みをつくってみるということだと私は思っております。

なので、待機児の問題がもう少し解消してくれば、年齢要件はもうちょっと上まで広げないといけないだろうと思いますけれども、区の見解はいかがでしょうか。

事務局

今、会長のおっしゃられたのと同意見です。特にこちらも検討の中では、例えば特定妊婦といたら10代という話だったり、未成年という言い方があったり、18歳未満の理由は何だろうというのをすごく検討しました。その中で、今会長がおっしゃったとおり、私たちが大切にしたのは、高等学校在学に相当する年齢で出産、育児を行う、ここは感覚論もあるかもしれませんが、支援の必要性は高いのかなということで、18歳未満ということで要件を設定しました。

会長

よろしいでしょうか。 それでは、ご承認いただいたということで、次のテーマに移りたいと思います。

次の(2)配偶者及び同居祖父母の疾病により看護等が必要な場合の優先利用ですが、ケースとしてはほとんどない、0ないし1ケースだったわけですが、もう少しダブルケアの実態はあるのかと思っていましたけれども、今回調べていただいたらそういうことであるということなんです、ご意見を頂戴したいと思っております。

委員

このことを区の課題として議論したということ自体がとても大事だったと思います。横浜市の場合は、昨年度から保育所の入所基準を改正して、介護の度合いをきめ細やかに見て、従来Cランクに位置づけられた方がBランクに上がるような形で配慮がなされました。一方、世田谷の場合は、今回緊急保育という形で、よりダブルケアの方たちの緊急的なニーズに応えて、継続的な保育ニーズがあれば定期入所へとつなげていくという、横浜とは違った手法での考え方になったと思います。世田

谷区でも、こういった形になった場合に、入所のインセンティブとして考えられる方がふえ、潜在していたニーズを顕在化させるような面もあるかと思います。数年、運用してみて、また時期が来れば審議して検討することが必要になってくるかもしれません。

委員 とても大事なところだと思います。緊急保育を延長した場合という要件があるんですけども、そもそも緊急保育に入れない場合というのは生じていないのかということをお心配しています。現状、緊急保育の状況が厳しいと感じているので、ここを条件にするのがいいのかなというのがちょっと気になっています。

会長 いかがですか。緊急保育というのは通常の保育とは違う枠組みを同じ保育園の中で用意するという世田谷区の独自の方法で、その枠を一定量持っているわけです。そこがかなりいっぱい状態ではないかというのが今の発言ですけども、いかがでしょうか。

事務局 緊急保育ですが、28年度の件数は、さまざまな理由がありますが、128件でした。希望者が全て希望する時期に利用できてはいない部分はあると思いますが、ここの枠を拡充するというのは、こことは別の課題があるかと思っています。ただ、緊急保育の利用もなく、介護だから即、加点となると相当数の対象者数となり、他の要件による指数とのバランスもありまして、今回は緊急保育の利用を1つ条件として制度設計させてもらいました。松田委員のおっしゃるとおり、緊急保育の枠という意味では、今後、考えなければいけない課題であるという認識はしております。

会長 ちょっと今の話が私の中で整理し切れなかったのですが、つまり、もし仮にダブルケアということで申請があった場合に、申請は受理します。しかし、緊急保育の枠がなかったらつくるのですか、それともそれは入れないという形で返すのですか。委員からの発言はそこを聞いたかったのだと思います。

事務局 既存の枠が埋まっていた場合に、申請があったからといってすぐ増やせるものではないのが実態です。

会長 となると、要するに緊急保育の枠がなければ、ダブルケアの状態でも申請があったとしても、それは入園できない、あるいは延長もできないということになるということですか。

事務局 おっしゃるとおりです。すぐに入園することはできませんし、緊急保育を利用できていないので延長もありません。

会長 ということですが、何かもしご意見があれば。

委員 その枠がなければ、そもそもこの案は成立しないんじゃないでしょうか。

- 事務局 おっしゃるとおり、このケースに限らず、緊急保育ではさまざまな要件で受けていますが、そういった意味では、緊急保育の枠に全く空きがなければ制度が成立しないのはおっしゃるとおりです。
- 会長 ただ、緊急保育枠というのは原則2か月ですか。原則というのは決まっていますか。
- 事務局 原則は1か月になっています。
- 会長 ですから、緊急度を見ながら入園を調整していくことは可能なので、通常の定期入所している人たちを追い出すみたいな話とは違うので、期間が限られ、利用者の入れかわりはあるので、そこを使ってできるだけ早い時期にダブルケアの方に入れられるようにするということは可能なのだらうと思います。多分そういうふうな形でしか運用はできないということですよ。
- 事務局 説明が不足していましたが、区立保育園においては、各園1名の緊急保育の枠は設けています。また、私立保育園につきましても、一律ではございませんが、1から2名の緊急保育の枠は設けているところがございます。
- 会長 当面ですが、入りにくいけれども、その先の調整というところでご検討いただく形で多分この問題を解決していくということですかね。今の段階ではほとんどニーズはないということで、顕在化していないけれども、これを緊急保育のところで明示化することによって、ひょっとしたらダブルケアを抱えている人たちが保育申請を緊急保育として申込むという可能性は出てくる。その数が非常に多いといったことがあれば、改めてまた利用調整を含めてこの委員会で議論させていただく。そういうふうにしていけば、ある意味、制度を育成していくことができるのではないかと思うわけです。多分そういう形になるのだらうと思いますが、よろしいでしょうか。
- 事務局 あと1件だけよろしいでしょうか。看護を理由とする緊急保育の利用は、昨年度は15件ありました。ただ、この中でさらに3か月まで延長した件はなかったということです。短い期間で利用者が入れ替わる性質のもので、まずはこの基準で運用させていただければと思います。
- 会長 それでは、このような形で(2)の配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合の優先利用も提案どおりに承認いただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。
- それでは、(3)の保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用について。これについては、先ほどのご説明の中で、2つの案が事務局から示されています。この問題は、もともとは何かと言えば、保育士不

足が背景にあります。世田谷区は、今年は約2,000人の定員をふやしていますので、先ほど部長からもお話がありましたが、その結果、かなり待機児を減らすこともできた。しかし、日本中の保育士が不足している中で、世田谷区の中で保育士確保の努力をする必要もあって、その1つとして、保育園に優先的に入園してもらって、そして保育園で働いてもらうという、保育士不足への対応をしましょうという議論が前年度ありまして、それでこういった優先利用というものを検討していただいたわけです。

7ページにありますように、やはり23区の中でも多様な形でこういった優先順位を検討し、保育園への保育士の復帰というものを促進していくということを考えているわけです。世田谷区としては、この2つの案が検討されているということと、対象となる施設もここに書かれていますので、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員

保育園の保育士、幼稚園の教諭含めて、出産退職のとても多い職種の1つとしてこれまでずっとありましたけれども、ここ10年ぐらいで継続して育児休暇をとって、保育者として働き続ける人たちが以前よりはふえてきたといったような統計もあります。やはり何とか保育士たちが働き続ける、職場復帰が安心してできる状態を確保するということはとても重要なことだと思います。まだこういう仕組みがなかったんだと思ってしまいましたけれども、こういった優先をぜひ確保していただいて、保育士が長く勤務を継続し、保育の安定と質の向上に寄与できるようにということを強く願っております。

委員

質問なのですが、よろしいでしょうか。改正案 と の違いですけれども、ご説明いただいたのですが、私はちょっとわからなくて、

というのは、例えば今、認証保育所であったり、認可外の保育施設に預けていて認可に転園したいという場合も加点が2点つくということでしょうか。改正案 は、現時点でどこかの園に認可外であっても預けていたら、4月1日入園時点では、既にほかの保育園に預けているので加点がつかないという違いがあるということですか。

事務局

まず、認証についてはポイントという指数の話ではなく、それぞれの保護者の方との利用契約になるので、今回の話とは違います。

委員

そうなのですが、加点がつく要件が、保育士さんが既に赤ちゃんを産んでいて、どこか認証保育所に預けていて、さらに認証から認可に転園させたいという場合に、改正案 だと加点はつくけれども、改正案 だと加点がつかないということになるのでしょうか。申し込み時点でどこにも預けていないことが前提なのかがちょっとわからなくて質

問しました。

事務局　　そういった意味では、預けていても、預けていなくても加点の対象となることになります。

委員　　なるほど。では、改正案 の場合は、既に認証保育所にお子さんを預けて仕事復帰をしていた場合でも加点が2点ついて、認証保育所から認可に転園できる可能性が高くなるということになりますか。

事務局　　もともとの想定は、転園を必要としている方というよりは、保育園に預けられていない状態の方なので、そういった意味では、転園のことを意識して設定したものではありませんでした。

案 と の違いは、案 というのは、区内に住んでいて、区内で働いている保育士の方は、この条件に合致すれば一律2点が加算されますというような案になっています。案 というのは、一律ではなくて、さらにその中で第1次選考にも受からなくて、その方が復帰できないと保育園の運営に支障を来すということを要件としています。そういう意味では、認証に入っているのであればその人は復帰はできている状態なので、加算しないという想定になってくるかと思います。かなり限定をしたものが案 になっています。

委員　　改正案 と の違いというのは、本当にどこにも預けられていなくて、本当にその人が4月1日時点で認可に受からなければ仕事をやめなければいけない場合が で、どこかに預けていて、そのまま認可外で仕事復帰もできるけれども、認可に入れたい場合でも該当するのが ということになるということですかね。確認ですが、既に仕事復帰していて認可外に預けている場合というのは、改正案 の場合は加点がつかないということですよ。

事務局　　改正案 はつかないです。

委員　　改正案 だと加点がついて、認可に転園できる可能性が高くなるということですね。

事務局　　そういった意味では、この文書を見ると、おっしゃるとおりでして、私のほうで転園というのを余り意識しないでこの制度をつくり込んでいたところがあります。もしこれが転園有利になるような仕組みだと本来の趣旨とちょっと違うかなというところがあるので、その点につきましては、こちらで再度持ち帰って検討させていただければと思います。

会長　　恐らく の場合は、保育士であれば誰でも加点するというもので、1次選考で入る可能性が高いと思うのですが、 の場合には、もし最後まで入れなかったときに、自分が勤務する、あるいは勤務しようと

している園に入れれないということでその園が非常に困窮するというようなことを、理由、証明みたいなものを多分書いてもらうことになるのでしょうか。そういうふうにして承認を得て、そこでしか働けないみたいな。そういうふうにすると働く場も非常に限定されるし、対象者も覚悟を決める必要があると。融通性があるのが、のほうはかなり限定したぎりぎりの状態での受け入れということだろうと思います。

事務局

おっしゃるとおりです。補足として、検討の中で案 というのは、区内在住で、区内の保育園というふうに限定しているので、実は転勤になった際の実務について議論が内部でありました。本当はプラス2がなくても入れたのに、プラス2があるがために4月1日の転勤が制限されるというケースも出てくるのかなと思って、運用上かなり難しいなという議論がありました。そういった意味で、会長のおっしゃるとおり、案 のほうが保育士も、園も、4月1日、この方がいないとだめだよという何か一筆をもらって、それでプラス2を加算するほうが運用上もやりやすいし、実は説明もつきやすいという事があり案 を提案させていただいているということです。

会長

しかし、保育園の側としては困るわね。復帰の確定が遅れると4月1日、保育園は子どもを受け入れられないということがあると思います。

委員

そのとおりで、実は事業者側としてもそうなんですけれども、今実際に相談を受けているケースで、お子さんを認可に預けていたのだけれども、ある家庭の事情でやめざるを得なくなってしまって、次に入れるところを探しているということで、私のところに相談があったケースなんです。お子さんが0歳児で厳しいかなとは思っているのですが、いろいろな聞いていたらお母さんが保育士の資格は持っている。だけれども、保育士として働いたことはなくて、ただ保育園に預けられるのであれば、保育士として働きたい気持ちもあるというようなケースです。そういう方は、私も保育士として働いてきた中では、やはり貴重な人材だと思いますし、ぜひ保育士として働いてほしいという気持ちがあるのですけれども、どうしても待遇的には低い、普通の事務とかと比べると低いということもわかっていますし、私としても強くは勧められないんですね。

ただ、こういう案が出てきて、保育士だったらお子さんも入りやすいよというふうに言えると、少し勧めやすいというか、それならば、保育士として仕事に復帰したいなという方もふえるのではないかなという思いはあります。

委員

去年、私立園長会として、子・子会議でも、保育課のほうにも大分議

論してお願いをした立場で、これが今日出てきたということはすごくありがたいと思っています。ありがとうございます。

との違いで、保育の現場として、だと、第1次選考に落ちた場合なので、1月の末から2月の初旬にならないとわからないというところで、ここから募集する、しないという決定をするというのは、結構厳しいんですね。だから、そういう意味ではで通ったほうがそれにこしたことはないと思っています。

ただ、先ほど300人の待機児童を減少することができたと言われましたけれども、保育現場としてはまだまだ待機児童が多いというのが実感です。落ちた人たちが一時保育を申し込みますけれども、一時保育も10分ぐらいでいっぱいになってしまい、NTTから苦情が来るというぐらいですし、相談もすごく多いです。そういう点で、保育士だけがというところに非常に現場として心が痛むところもあるんですけども、保育士が入れなかったら0歳で3人、1歳で5人の子どもの保育ができないかということでは、市民的にも保育士の子どもの優先してくださいというのは、私は通用することではないかと思っています。

最初見たときに、改正案をいいなと思ったんですけども、ただ、事業者として確実に預けられますよと職場復帰の人に言えるかという点では、だと1次選考が終わった後じゃないと言えないというのはちょっときついなというのはあります。現実的に、1つの職場で2人、3人育児休職をとっているのがほとんどですので、そういう意味では、複数の保育士さんたちが働けるか働けないかという瀬戸際にいつも立っています。それが現状です。

委員

保育士さんを優先入所させるということに基本的に賛成なんですけれども、やはり今も認可に入りたくてたくさんの方が待っている、そういう親たちの一般的な感想としては、ずるいとか、なぜだという声はどうしても出てくるだろうなというのは想像できます。その点からいうと、案のほうがより厳正に決めているのでいいのではないかと思うのですが、この「第1次選考時点において」というのがよくわからないです。第1次選考でほとんど決まってしまうわけで、その後どこかに利用調整しようとする、非常に選択肢は限られてくるのではないのでしょうか。その方が本当に入りたい、通える保育園に入れるのだろうかという点で、第1次選考時点というのは非常に疑問で、質問としてお聞きしようかと思っておりました。

それから、さきほど、保育士資格を持っていてこれから保育士になろうという方も優先されるべきではないかというご意見もありましたけ

れども、場合によってはすごくそれが悪用されて、保育士資格を材料に有利に入園して、実は現場に入らないという方も出てくる可能性もあり得ることだと思います。やはり改正案で、特定の保育所にもう内定していて、その方が入らないと保育に支障があるというくらいの厳密さを持たせないと、一般的な納得感が得られないかなと思っております。

事務局

先ほど案だと、本来入れる人にもプラス2点を加算して、なおかつ転勤の制限等の足かせをかませてしまうというところで難しい点があると申し上げました。実際、今、委員がおっしゃったとおり、第1次選考が終わった後にプラス2点を加算しても、必ず希望する園に入れるかどうかという、今度は空き状況次第になるので正直悩ましいところがあります。多分、その場合には希望園を広げてもらわないと難しいかなとも思っています。さらに悩ましいのは、それでも入れなかった場合、また次の策を考えなければいけないという思いもちょっとありまして、これで全て問題が解消されますとはっきり言えないのが現状です。

2点目が、就職内定の方ですが、実はこの制度は除いています。といいますのは、フルタイムだと50ポイント加算されるのですが、内定者は30ポイントなので、プラス2点を加算しても就職内定者は同列に並ぶ指数までいかないからです。今回は優先利用といっても、同列に並んだときに2点で優先されるというような仕組みになっていますので、就職内定者は除いている制度設計になっています。

会長

具体的には育休復帰ということですよ、フルタイム育休の復帰時。

委員

改正案でいいのですが、現状、行き場がなくて、うちは複数園持っているの、片方の園にお子さんを預けて、片方の園で働いてもらっているのが実情です。保育料は高めなので、事業者が半分以上負担しております。そういう方たちも認可に移りたいと思っていらっしゃるんです。その場合でも、この加点をしていただければありがたいです。認可に入れなくて認証に行かざるを得なかったという文章を事業者として提出しますので、その部分でも考慮していただければと思っておりますが。

会長

転園の場合に対するご検討もお願いしたいというのが今の意見ですね。次の方どうぞ。

委員

保護者からしたらすごくシビアな問題で、私も、この会議の部会で去年1年間いろいろ話し合いをしたのですが、本当にこの1点のところでは何人並んでいるんだという実態があり、非常に難しいなと思いがらいろいろ議論をしました。

その中で、保育士さんの子どもを対象とするという案が出てきたので

すが、実例として、ほかの自治体でも導入が進んでいるというのがまず大きな理由として挙がってきていたと思うんです。ほかの自治体を見ると、例えば北区だと、区内の施設に保育士または保育教諭として月20時間以上勤務している世帯とか、かなりざっくりとしている。でも表に出していない調整というのもきっとあるのだらうと思いました。

さきほど委員がおっしゃったように、その1点の中でみんなが一喜一憂しているという状況だと、この案を出すことはすごくセンシティブな問題なので、丁寧に区民の方のコンセンサスを得られるような文言、形で出さないと、事が結構大きくなってしまわないかと心配しています。

ですが、やはり保育士不足の中で、60人の保育士さんがもし戻れば、1歳児だったらそれこそ300人くらい預かれるという計算が単純にできますので、これはやはり重要な課題だなと思います。

委員

2点あります。1点目は、案の、現時点では適用期限は定めないということについてです。私も部会のメンバーで、この議論に責任を負っている立場ですけれども、あくまでも待機児童、供給不足の局面での対応という趣旨から、この制度は時限的な形にして、継続するのであれば、期限が切れる時点で継続するかどうか議論して、供給不足の局面が緩和しているのであれば、この対応は廃止するという性質にしておいたほうがいいのではないかという趣旨の発言をしてきました。ですので、適用期限は定めないとなったときに、もう供給不足の局面が余り深刻でなくなったらフェードアウトするような基準にするのか、改めて確認させてください。

2点目は、改正案の黒ポチの3点目の2行目「確保できないなど」の「など」の解釈についてです。この黒ポチ3点目が事実上のフルタイムの保育士さんの育休復帰支援ということですが、けれども、「など」があることによって、育休復帰あるいは育休復帰予約制度みたいな制度以外の余地を持たせているのか、あるいはそれだけなのかというところを確認させてください。この案の黒ポチの3は、いいと思うんですけれども、これによって、うがった見方をすると、正規のフルタイムの保育士さんがより出産計画とか、より産みやすい、働きやすい環境が用意されて、必ず復帰してくださるのか。この制度があるのでもうちょっと、1歳、2歳ぐらいまで自分で子育てして、保育園に入れるから2歳になったら復帰するというような、そういう活用をされる方ももしかしたら出てくるかもしれません。区内施設等の運営、あるいは区の待機児童対策に深刻な影響があるというところを厳密にして、運用ベースで園長先生

と当該の職員の方とのお話し合いをするなど、そういうところが大事になってくるのかなと感じました。

会長 今、いろいろご意見をいただきましたけれども、まだご意見はあるだろうと思いますので、この提案について、次回まで持ち越すことはできませんか。

事務局 次回となると、7月の中下旬の予定ですが、30年度の入園申し込み間に合わせようと考えており、そのためには、7月上旬がリミットになります。これをまたじっくり議論すると、1年おくれることになってしまうので、次回に持ち越すのは、厳しいかなと思っています。

会長 それでは、おおむねこれを採用することについては皆さんからのご承認を得られていると思いますので、会長一任にさせていただきますでしょうか。今いろいろ疑義があったことに対して、再度この枠組みを事務局と私が詰めさせていただいて、6月の中下旬以降で、何らかの形で皆さんにご報告する形で最終の結論を出して、7月上旬に何とか間に合わせる。そのような形で前向きに調整させていただくということでしょうか。余り例のない方法なんですけれども、これを来年度やらないというのでは、なかなかこの窮状を救えないということになるので、かなり厳しい形で限定的にスタートせざるを得ないかもしれませんけれども、いずれにしても、方針としてはやるということです。しかし、特に待機児童がたくさんいらっしゃる中での優先的入所なので、このことについては限定的にまずきちんと枠組みをつくって始めるという方向でやるという方針だけいただいて、あとのものについては皆さんにご承認をいただけるような形で、事前に確認をさせていただいて、最終決定をしていく。これは会長のほうで責任を持って進めてさせていただくということで、よろしいでしょうか。では、そのように事務局としてもご準備をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

申しわけございません。まだ5つぐらいありますので、急いでやっていきたいと思います。軒並み大事な議論です。

まず、(6)子どもの貧困対策について、ご説明をお願いします。

(6) 子どもの貧困対策について

事務局 子どもの貧困対策についてご説明させていただきます。子どもの貧困対策につきましては、社会的にも非常に関心の強い取り組みになりますので、本日は情報共有ということで、皆さんにぜひ区の取り組みをお伝えしたいと思ひまして、課題に入れさせていただきました。

資料6をご覧ください。まず、全体の動きのところ、2を見ていた

だきたいんですけども、国の動きとしましては、ご存じの方も多いと思いますが、平成25年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しまして、平成26年8月に、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定しました。また、厚生労働省の調査によりますと、平成24年時点で約6人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあり、さらに子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯、つまりひとり親の世帯の約半分が相対的貧困の状況にあるということが指摘されております。

そういった中、3の東京都の動きとしましては、昨年度、都内の一部の自治体におきまして、子どもの生活実態調査を行っておりまして、本年2月にその中間まとめが公表されております。引き続き分析をしている状況でございますけれども、生活困難層に該当する家庭が約2割を超えている状況だと伺っております。

4の区の動きですけれども、区は、こうした国の動きなどを踏まえまして、平成27年11月に5つの柱を設けまして、大枠の方向性を定めております。平成28年度からは、大枠の方向性に基づきまして、対象者、利用者の視点から整理して、各支援策の充実強化に重点的に取り組むことにしております。また、昨年5月には、庁内におきまして、子どもの貧困対策推進連絡会を設置しまして、この対策については、子ども・若者部だけではなくて、福祉の分野、教育の分野など幅広い分野での検討が必要になってまいりますので、庁内横断的にこの対策を推進しているといった状況です。

また、国のほうでは、「子供の未来応援プロジェクト」としてホームページを立ち上げまして、各自治体の支援情報を検索することができております。そちらに世田谷区も42事業登録しておりまして、本日別紙1としておつけしておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

その下に重点取り組みということで、主な取り組みを掲載しております。時間の兼ね合いもありますので、簡単にご紹介します。まず、(1)で支援につながる仕組みづくりということで、今年度新たに開始したいと考えているところでございますが、子どもに身近な関係機関から、支援の現場に必要なご家庭が繋がっていくようにということで、気づきのシートというものを作成しまして、それぞれの関係機関に配付し、子どもの貧困の兆候への気づきを促すような取り組みを現在検討しております。今、気づきのシートの項目整理などを教育委員会、庁内関係所管などと調整をしているところでございます。非常にナーバスな項目などもありますので、慎重に議論しているところでございます。

裏面に移っていただきまして、2ページの(2)としまして、児童養護施設退所者等への支援ということで、これは昨年度から取り組みを開始しているものでございます。の住まいの支援ということで、高齢者借上げ住宅の1室を活用しまして、シェアハウスのような形で部屋を設けて退所者等が月1万円で住める場所を確保しているというものです。の居場所・地域交流支援、の給付型奨学金事業ということで、大学等に進学、通学する資金の一部を年額36万円を上限として給付するものです。記載はございませんが、この元手となります基金を昨年4月に設置しまして、この1年2か月ほどの間に300件以上の寄附をいただきまして、2,800万円以上の基金への寄附が集まっている状況でございます。こういった資金を元手としまして、給付を行っているところです。

(3)の子どもの学びや居場所への支援ということで、からに記載のとおり取り組みをしております。は、社会福祉協議会に委託しております居場所づくりの支援ということで、せたぜみと呼んでいる居場所づくりの場がございます。そちらでは学習支援であるとか、食事の提供なども行っております。としましては、ひとり親家庭の学習支援ということで、かるがもスタディルームがございます。そのほか、のひとり親家庭の子どもの学び直しの支援であるとか、の生活保護受給世帯への学習塾等の費用の支援などを行っております。

(4)の親への支援を通じた子どもへの支援ということで、養育費の取り決めなどが適切になされるよう養育費相談会の取り組みを昨年から開始しております。また、私立幼稚園保護者負担軽減補助などの取り組みも行っております。

(5)の、母子生活支援施設入所者への支援としまして、施設内での子どもの学習支援であるとか、預かり保育の実施などに取り組んでおります。

また、3ページの参考をごらんいただきたいんですが、今現在、全国的にも取り組みが広がっております子ども食堂に対する支援ですが、世田谷区が直接的には支援という形では行っていないんですけれども、社会福祉協議会から、区内の子ども食堂を実施する方々に経費の助成や活動場所の提供、立ち上げのコーディネートなどを行っております。昨年度から開始しまして、本年3月末時点で15か所に支援を行っているといった状況でございます。また、今年度からは食材を集めて、区内で活動する子ども食堂に渡すというフードドライブ事業を開始したり、スタッフの保険などを開始したりしているところでございます。

5の今後の動きでございますけれども、区としては、来年度から次期

新実施計画の取り組みがスタートします。この中でも、子どもの貧困について強化すべき視点として加えまして、対策を講じていきたいと考えております。また、32年度からの後期子ども計画の策定に向けたニーズ調査とあわせまして、区におきまして、30年度に子ども生活実態調査を行う予定で考えております。このようなかたちで、子ども貧困対策に取り組んでおりますので、情報共有ということでご報告させていただきました。

会長 ありがとうございます。少しご意見を伺いたいのですが、よろしいですか。時間が限られておりますので、特別なご発言がなければ。もしご質問やご要望等がございましたら、ぜひ事務局にお寄せいただけたらと思います。

ここからは報告事項になります。(7)の報告をお願いいたします。

(7)東洋大学「地域で暮らす母子家庭の貧困からの自立に向けた生活保護と子ども・子育て支援の連携に関する研究」について(報告)

事務局 引き続き、私からご報告させていただきます。資料7をごらんください。

こちらは、東洋大学「地域で暮らす母子家庭の貧困からの自立に向けた生活保護と子ども・子育て支援の連携に関する研究」の協働ということで、経過報告になります。今現在、東洋大学との共同事業ということで、5年間の研究を行っております。今年度がその最終年度になりまして、今後取り組みを検証しながら取りまとめていくような形になります。

1の経過については、先ほどご説明しましたように、平成25年度から平成29年度の5年間の取り組みとしまして、特にひとり親世帯、母子家庭に対しまして、地域で暮らすための自立に向けた支援ということで、そういったあり方を検討しているところでございます。

2の協働内容でございますけれども、母子家庭に対する効果的な自立支援プログラムの開発と、支援する側の職員を対象とした研修や事例研究を実施し、母子家庭の抱える問題の理解をさらに深め、より効果的な支援を行うためのスキルの習得と全体のソーシャルワークの向上に向けて実践をしているところでございます。さらに、母子家庭の母親と子どもがそれぞれ抱えている課題を自覚して、自分たちで克服するための力を培う実践と研究を行っているところです。主な検討項目としては、こちらに記載のとおりです。それぞれに関連する資料をおつけしておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

実施体制でございますけれども、ひとり親家庭の支援について子ども計画後期計画の進行管理として作業部会を設置し、現在は子ども計画（第2期）の進行管理を担っております、これは庁内の係長級による部会でございます。そちらと、共同研究の実践チームとして、自立支援実践プロジェクトチームということで、東洋大学のメンバーと区側のメンバーで取り組んでいるところでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。4のプロジェクトチームのメンバーでございますけれども、東洋大学側は、会長であります森田先生のほか約7名の方と、区側は、生活支援課の生活保護のケースワーカーや、母子生活支援施設の職員などこちらに記載の職員がプロジェクトチームのメンバーとして取り組んでいるところでございます。

5の今後のスケジュールでございますけれども、現在、実践研究を行いながら具体的な支援策の検討を継続しております。そういった中で、支援の現場で働く職員の体系的な研修が必要ではないか、スキルアップが必要ではないかというのがこれまで検討の中で出てきてございまして、秋口になりますけれども、体系的な研修の試行を行っていきたいと考えております。以降、5年間の実践のまとめをしていきたいと思っております。また、皆さんにも、そのまとめなどを報告できればと思っております。本日は経過報告になります。

会長

私がこの5年間、世田谷区の烏山地域のひとり親にさまざまな実践の場面でかかわっていらっしゃる方々と一緒に共同研究をやってきたところでございます。これは何を目的としているかということ、施設型あるいは保護型で今まで進んできたさまざまな福祉施策を、地域で暮らす当事者主体というところに落とし込んだときに、一体どういう制度設計とするのか。支援者の資質があればこの地域で暮らすということが具体的に実現かつ、より子どもたちが健やかに育っていくような支援システムが可能になっていくのか、ということを明らかにしたかったわけです。その過程の中で、具体的には、当事者の思いを理解するためのプログラムだとか、研修だとか、そういった提案を幾つか開発してきて、今進めているところです。これは母子家庭を対象とした研究ですが、実は母子家庭だけではなくて、あらゆる支援を求めてきている人たち、あるいは支援を必要としている人たちに対して必要なノウハウだろうと考えられますので、この世田谷区の中に少し新しい視点として入ってくればいいかなと思っているところです。今年度が一応最終年になりますので、大学としてもこれをまとめに進めていきますし、また、区としてもさまざまな形での集大成としていきたいと思っておりますので、どうぞよろし

くお願いします。

それでは、最初にお話がありましたけれども、(8)児童相談所の設置に向けての取り組みについて、現状を報告願います。

(8) 児童相談所設置に向けての取り組みについて(報告)

事務局

資料8、児童相談所設置に向けての取り組みについてご報告させていただきます。

1の主旨でございます。区は児童福祉法の改正に伴い、児童相談所の移管を東京都から受けまして、子ども家庭支援センターと一体となった一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指して検討を進めてございます。現在、東京都内にある児童相談所というのは、ご承知のことかと思いますが、全て都の施設になってございます。これを、児童福祉法の改正によりまして、特別区も希望すれば設置ができることになりましたので、世田谷区としては、これを平成32年4月以降、なるべく早い時期に設置したいということで取り組んでいるところでございます。

特別区、23区ございますが、その中でも22区が今希望しておりまして、32年4月を目指すのは3区ございます。その中で、世田谷区が一番早いグループに属しているということでございます。現在この取り組みのために、本年4月より、子ども・若者部に副参事ポストを設けまして、私とほか職員4人による新たな組織体制を組みまして、児童相談所の開設に向けた取り組みを進めているところでございます。

2の効果的な児童相談行政の推進検討委員会における検討状況でございます。この間、平成29年1月から4月にかけて、外部有識者等によるアドバイザー会議を設けて、意見交換を行ってまいりました。検討事項と、そこで交わされた意見の要旨を本日資料の別紙1としておつけしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

まず、アドバイザー会議を行いまして、さらに、アドバイザー会議の外部有識者等がメンバーになって、地域の関係機関等を交えた検討委員会を新たに設けまして、本年5月10日に第1回を開催したところでございます。別紙2で検討委員会の名簿をつけておりますので、後ほどご確認いただければと思っております。

資料の2の(2)今後の検討の進め方についてでございますが、検討委員会による検討を31年の1月までの2か年で予定しております。今年5月の会議を含めまして全6回の開催を予定しております。平成30年1月

に、児童相談所移管後の新たな児童相談体制のあり方、家庭で養育することが困難な子どもの養護の基本姿勢など、まず骨子になる部分をまとめた中間報告を予定しております。検討結果の最終報告につきましては平成31年1月に取りまとめる予定でございます。

一番下の 印の部分でございますが、検討委員会に3つの部会を設置いたしまして、資料記載のスケジュールのほか、必要に応じて部会の臨時開催やワーキンググループの設置、参考人招致など、十分な議論のために必要な工夫を図っていくこととしております。

改めて、冒頭でご説明させていただきました一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現という部分をちょっと補足させていただきます。今まで東京都の組織である児童相談所と、子ども家庭支援センターをはじめとした区の組織と、二元体制になっておりましたのが、区が児童相談所を持つことによりまして体制が一本化されます。まずは児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担の整理などが必要だと考えてございます。その中で、効率的な児童相談行政の視点から、子ども家庭支援センターの機能強化ですとか、そういったことも議論されることになろうかと思っております。

こういった議論の上で、さらに子ども家庭支援センターと地域の子育て支援との連携、例えば保育園とかさまざまな子育て支援団体などがありますけれども、そういったところとの連携などもあわせて考えていく必要があるかと思っております。本日はご報告のこの検討委員会では、まず児童相談所のあり方など骨子の部分を検討させていただきまして、さらに、子ども家庭支援センターと地域の子育て支援との役割といった議論もまた必要かと思っております。そういった議論については、こういった場でどういう形でやっていくか、事務局のほうでも現在整理をしておりますので、必要に応じて子ども・子育て会議にも状況のご報告とか、内容によりましてはご相談等させていただきたいと思っております。

現在の検討状況のご報告については以上でございます。

会長

ありがとうございます。恐らくさまざまな形で児童相談所の設置ということが、さまざまな機関の機能や、役割、そして具体的な実践にかかわってきますので、今後の皆様のご検討の際にぜひ考慮をお願いしたいと思っております。

それでは、(9)幼児教育・保育推進ビジョン(案)について、ご報告をお願いいたします。

(9) 幼児教育・保育推進ビジョン(案)について(報告)

事務局

世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン(案)についてご説明させていただきます。資料9でご説明させていただきます。

本件につきましては、本年1月に中間の取りまとめとして子ども・子育て会議に報告したところでございます。今回、中間の取りまとめをもとに、子ども・子育て会議でのご意見やパブリックコメントのご意見、策定委員会でのご議論等を踏まえまして、案としてまとめましたのでご報告するものでございます。

まず、パブリックコメントの実施結果についてでございます。ビジョン案の後ろにつけております別紙1をごらんください。平成29年2月28日から3月22日までを期間としまして、51人から61件のご意見をいただいております。地域連携など地域で子どもを育てることが大切という趣旨のご意見もいただいておりますが、このことは子ども・子育て会議においてもご指摘いただいております。今回のビジョン案の24ページに、第3章の4として地域で見守る乳幼児期の育ちを追記するとともに、33ページの基本方針5を「地域で見守り支える教育・保育」とし、文言を整理いたしました。結果につきましては、6月中旬にホームページ等で公表する予定でございます。これらを踏まえまして、今回、別紙2のような修正を加え案といたしました。

次に、案の内容についてでございますが、A3の概要版の資料でご説明させていただきます。第1章では、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンの策定にあたってとしまして、国や区、教育委員会の取り組みや区の幼児教育・保育の状況を記載しております。

第2章の世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンの基本的な考え方は、このビジョンの目的を「世田谷区が乳幼児期に大切にする子どもの育ちや育む力を明確にし、保護者や幼稚園、保育所等、小学校、地域など区全体が共有し、連携しながら取り組みを進める」と定め、取り組みの基本的な視点としまして、「幼稚園と保育所等の枠組みを超えた乳幼児期における教育・保育の質の向上」「乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続」「家庭・地域との連携」の3つの考え方を挙げてございます。計画期間は、基本計画とあわせて平成30年度から35年度までの6年間でございますが、今年度策定いたします「第2次教育ビジョン・第2期行動計画」の中で、平成30年度から33年度までの4年間の具体的な取り組みを検討することとしてございます。

第3章の世田谷区がめざす乳幼児期における教育・保育でございますが、裏面をごらんください。このビジョンの基本理念では、区民とともに

に子どもがいきいきわくわく育つまちづくりを進め、子どもがさまざまな経験を積み重ね、生きる力の基礎を身につけることを目標に取り組み、世田谷区では、子どもたちが日々の遊びや生活の中で5つの育む力を通して人を思いやり、心豊かに伸び伸びと生きる力を身につけていくことを目指すことを示してございます。基本理念の下にはイメージ図を記載しております。

資料右の第4章の取組みの方向性でございますが、5つの基本方針を定め、取り組み例を示しております。まず、基本方針1は、世田谷区の特色を活かした教育・保育の推進とし、ことばの力の育成、外遊びの推進など、基本方針2は、乳幼児期における教育・保育の充実とし、配慮が必要な乳幼児に対する対応などを含め充実させていくことなど、基本方針3は、保育者等の資質及び専門性の向上とし、公開保育などによる保育者等研修制度の設計を行うことなど、基本方針4は、幼稚園・保育所（施設）・認定こども園・小学校の連携とし、情報共有や相互理解の促進のため（仮称）世田谷区幼児教育・保育情報連絡会を設置することなど、基本方針5は、地域で見守り支える教育・保育とし、家庭教育の支援や地域と幼稚園・保育所等との交流の促進などとしてございます。

第5章「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」の取組みにあたってでは、このビジョンの推進体制の考え方を示しております。乳幼児期の教育の推進の拠点として（仮称）世田谷区乳幼児期教育支援センターを新たな教育センターの1つの機能として整備することや、教育委員会と子ども・若者部とが連携し、乳幼児期における教育・保育の充実に向けた施策を推進することなどを挙げています。今後の予定ですが、7月にビジョンを策定する予定としております。その後、12月に講演会、パネルディスカッションなどを想定したキックオフイベントの開催を予定しておりまして、本ビジョンについて区民及び幼稚園、保育所、小学校等の関係者などへ積極的に周知啓発を図ってまいります。また、このイベントを踏まえまして、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の連携を促進するために、（仮称）世田谷区幼児教育・保育情報連絡会を平成30年2月に設置する予定としてございます。

ご説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。関係者の方々、いろいろご苦労だったと思いますけれども、子・子会議と幼児教育・保育の推進ビジョンというのは非常に連携の深いところですので、ぜひお読みいただいて、ここの中で取り組めることと、子・子会議のほうで取り組めることの協働性をぜひ考えながら、子どもたちにとってよりよい環境と実践の実現にご尽力

いただければと思っております。

最後に、(10)子ども計画(第2期)の取組みについて、説明をお願いいたします。

(10) 子ども計画(第2期)の取組みについて

事務局 子ども計画(第2期)の取組みにつきましてご説明させていただきます。

平成27年度を初年度とする子ども計画(第2期)に基づき、区ではこの2年間でさまざまな取組みを進めてまいりました。子ども計画の計画期間は10年間、内包しております法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は5年間となっております。今後、平成32年度からの5年間の支援事業計画の策定が国から求められることが考えられますので、これに合わせて、区の子ども・子育て支援の総合的な計画である子ども計画(第2期)についても見直しを行うことになると想定しております。その見直しに向けて、こちらの子ども・子育て会議においても、平成30年度、来年度から本格的なご議論をお願いしたいと考えておりますが、見直しに先立ちまして、今年度は現在の計画事業の評価、検証などを進めていく必要があります。

そこで、本日はこの間の主な取組みについてご説明させていただきます。お手元に子ども計画(第2期)概要版をお配りしているかと思えますけれども、こちらの2ページから4ページにかけて、重点政策を3つ掲げております。「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」「子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上」「子どもの生きる力の育み」とありまして、また、それぞれその下に水色の文字で項目を設けております。恐れ入りますが、こちらの内容については説明を割愛させていただきます。

お配りしております資料の10をごらんいただけますでしょうか。1ページと2ページで、妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防に係る取組みを記載しております。まず、喜びと楽しさを感じられる子育てを身近な場から支える体制づくりについてですが、子ども・子育て支援事業計画に基づき、おでかけひろばや一時預かり、利用者支援事業の拡充を進めるほか、児童館子育て支援館を開設し、全児童館での相談・支援の充実を図るなどを進めております。

続いて、2ページをごらんください。切れ目のない支援の取組みといたしまして、28年7月より世田谷版ネウボラを開始しております。妊娠期面接などに取り組むとともに、産後ケア事業や産前産後のセルフケ

ア事業を拡充するなど、妊娠期から切れ目なく支える体制や事業の充実に図っております。

続いて、3ページをごらんください。子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上に係る取り組みでございます。一番上の保育・幼児教育、子育て支援の基盤整備の項目の4行目に記載しておりますように、保育定員につきましては、事業計画に基づき施設整備を進めまして、29年度は1,959人の定員拡大を図ったところでございます。あわせて、2段目に記載しておりますように、保育の質の確保向上に向けた取り組みも進めております。巡回指導相談の拡充に加え、保育施設ネットワークの強化や保育実践フォーラムの実施、保育の質ガイドラインの普及啓発と活用などを進めております。

続いて、4ページをごらんいただけますでしょうか。子どもの生きる力の育みに係る取り組みでございます。青少年交流センターや児童館での取り組み、子どもの貧困対策の一環として、学びや居場所の支援を進めるとともに、外遊びの推奨に向けた具体的な取り組みなどを展開しているところでございます。

以上、大変駆け足で恐縮でございますが、重点政策に係る主な取り組みをご説明させていただきました。このほかにも、子ども計画に基づいて多様な施策に取り組んでおります。それらの状況につきましては、今後お示しできればと考えております。

先ほど申しましたように、今後検証などの議論をお願いすることになると思いますので、本日も説明できなかった部分なども含めまして、またお配りしております子ども計画の冊子などもご確認いただきまして、次回以降のご議論の参考にしていただければ幸いです。多様なお立場から、足りなかった視点ですとか、進捗状況にご疑問がある点ですとか、地域の状況の変容と課題認識のずれなど、さまざまなお意見をこの1年間で頂戴できればと考えております。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

会長

ありがとうございました。この議論自体が次回からということになりますので、もしここで少し聞いておきたいということがありましたらご意見を出していただく。あるいは、もちろんこれは今後の議論ですので、このことについてぜひ議論してほしいというようなご要望があれば、ぜひ事務局のほうにお寄せいただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。今ここで確認をしておく必要があることがあれば、よろしいですか。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局

ありがとうございます。本日は大変貴重なご意見をたくさん賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、2点ほど事務連絡をさせていただきます。

本日の議事録については、おおむね3週間後ぐらいに皆様にメールでご確認のお願いとしてお送りさせていただきます。修正がございましたら、ご連絡いただきまして、こちらでの修正が終わりましたら、ホームページで資料とともに公開させていただきます。

2点目でございます。次回の会議の日程についてでございます。第2回の会議については、7月下旬から8月上旬で開催したいと考えておりました。なるべく多くの方がご出席いただける日を設定させていただきたいと存じます。恐縮ですが、候補日を3つほど上げさせていただきます。1つ目が7月18日火曜日、2つ目が、8月4日金曜日、3つ目が7月21日金曜日でございます。

また、時間についてですが、昨年度までの状況でも2時間で終わらないことが多く、9時半からにしてはどうかというご提案をいただいておりますので、スタートの時間を午前9時30分から2時間程度とさせていただきますと存じます。

[日程調整]

事務局

それでは、次回は8月4日金曜日の9時30分からと設定させていただきますと存じます。時期が近づきましたら、会場を含めまして改めてご案内させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本年度の第1回子ども・子育て会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。